

# 第16回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和3年 9月27日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告
- 第 4 報告第 33号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る  
あっせん委員の指名について 6件
- 第 5 報告第 34号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について 1件
- 第 6 報告第 35号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について 5件
- 第 7 議案第 90号 農用地の賃貸借に係る合意解約について 5件
- 第 8 議案第 91号 現況証明願について 2件
- 第 9 議案第 92号 農業振興地域整備計画の変更について 3件
- 第10 議案第 93号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
- 第11 議案第 94号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- 第12 議案第 95号 農用地利用集積計画の作成の要請について 18件
- 第13 議案第 96号 買受適格証明願 (耕作目的) について 1件

## ○出席委員 (15名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君
4番 笛木 眞一 君	5番 嶋中 勝 君	6番 津野 斉 君
7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君
10番 渡邊 裕義 君	11番 高松 俊男 君	12番 甲斐やす子 君
13番 平山 正志 君	15番 森田 享子 君	16番 佐藤 徳市 君

## ○議事参与の制限を受けた委員 (4名)

●番 ●●●● 君      ●番 ●●●● 君      ●番 ●●●● 君  
●番 ●●●● 君

## ○欠席委員 (1名)

14番 小野寺典男 君

## ○その他出席者

事務局長 川村 勉 君	振興係長 不藤さとみ 君
農地係長 小幡 裕也 君	主 任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第16回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

2番・舟山君 4番・笛木君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第16回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第4号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第33号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号6まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第33号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積、10.1ha。

指名年月日、令和3年8月31日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員は、笛木委員、渡邊委員、高松委員、平山委員。

なお、番号2から番号5まで、申出の種類、また、番号2から番号6まで、あっせん申出者、指名年月日、指名あっせん委員が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

申出面積、7.7ha。

番号3。

申出面積、24.9ha。

番号4。

申出面積、107.6ha。

番号5。

申出面積、31.7ha。

番号6。

申出面積、84.6ha。

申出の種類、売買。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1から番号6まで内容6件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件については、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第33号、内容6件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第34号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第34号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお●番●●●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になってお

りますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第34号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、笛木委員、渡邊委員、平山委員。

報告年月日、令和3年9月7日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ113-1。

現況地目、畑。

面積、93,545㎡。

価格は、4,599,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字オソツベツ38-9。

現況地目、畑。

面積、13,843㎡外10筆、合計面積は352,541㎡。

価格、12,059,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字オソツベツ636-1。

現況地目、畑。

面積、45,657㎡外10筆、合計面積は330,233㎡。

価格、9,524,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字オソツベツ110-8。

現況地目、畑。

面積、151㎡外2筆、合計面積は69,824㎡。

価格、3,367,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係、自己資金。

以上です。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります高松委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番 高松君

○2番（高松俊男君） 11番 高松です。

報告第34号、番号1について報告致します。

令和3年9月7日に笛木委員、渡邊委員、平山委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で役場中会議室において第1回あっせん委員会を開催しました。あっせん委員長には私が互選されました。

本件は、平成28年度に農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが売渡を受ける案件となっております。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番 高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、報告のとおり承認されました。

（●●●●君復席）

以上をもって、報告第34号、内容1件は報告のとおり承認されました。

#### ◎報告第35号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第35号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第35号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり5件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、平山委員。

あっせん委員、笛木委員、渡邊委員、高松委員。

報告年月日、令和3年9月7日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別435-1。

現況地目、畑。

面積、49,637㎡外2筆、合計面積は101,988㎡。

年間賃貸料、141,380円。

借受人氏名、●●●●さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和8年7月29日まで。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります平山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）13番・平山君。

○13番（平山正志君）13番・平山です。

報告第35号、番号1について報告致します。

あっせん委員に笛木委員、渡邊委員、高松委員と私が指名されましたので、令和3年9月7日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

番号2。

あっせん賃貸借申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、笛木委員、高松委員、平山委員。

報告年月日、令和3年9月7日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西熊牛原野15-10。

現況地目、畑。

面積、77,948㎡。

年間賃貸料、77,480円。

借受人氏名、●●●●さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和8年7月29日まで。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊です。

報告第35号、番号2について報告致します。

あっせん委員に笛木委員、高松委員、平山委員と私が指名されましたので、令和3年9月7日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて、番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

あっせん賃貸借申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、渡邊委員、高松委員、平山委員。

報告年月日、令和3年9月7日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野15線東38-4。

現況地目、採放地。

面積、61, 221㎡外16筆、合計面積は249, 529㎡。

年間賃貸料、143, 600円。

借受人氏名、●●●●さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和8年7月29日まで。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

報告第35号、番号3について報告致します。

あっせん委員に渡邊委員、高松委員、平山委員と私が指名されましたので、令和3年9月7日に

あっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

続いて、番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

あっせん賃貸借申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、笛木委員、高松委員、平山委員。

報告年月日、令和3年9月7日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ483-8。

現況地目、畑。

面積、7,468㎡外13筆、合計面積は617,340㎡。

年間賃貸料、401,460円。

借受人氏名、●●●●さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和8年7月29日まで。

続きまして、土地の所在、字熊牛原野13線西6-1。

現況地目、採放地。

面積、47,088㎡。

年間賃貸料、63,100円。

借受人氏名、●●●●さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和8年7月29日まで。

続きまして、土地の所在、字西熊牛原野5-19。

現況地目、畑。

面積、51,847㎡外16筆、合計面積は411,887㎡。

年間賃貸料、234,220円。

借受人氏名、●●●●さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和8年7月29日まで。

なお、番号4につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊です。

報告第35号、番号4について報告致します。

あっせん委員に笛木委員、高松委員、平山委員と私が指名されましたので、令和3年9月7日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

続いて、番号5を議題と致します。

なお、●●番 ●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号5。

あっせん賃貸借申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、渡邊委員、高松委員、平山委員。

報告年月日、令和3年9月7日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野77-1。

現況地目、畑。

面積、48,869㎡外4筆、合計面積は185,620㎡。

年間賃貸料、246,620円。

借受人氏名、●●●●さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和8年7月29日まで。

続きまして、土地の所在、宇虹別原野588-1。

現況地目、畑。

面積、40,711㎡外1筆、合計面積は89,095㎡。

年間賃貸料、113,720円。

借受人氏名、●●●●さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和8年7月29日まで。

続きまして、土地の所在、宇虹別原野457-1。

現況地目、畑。

面積、43,100㎡。

年間賃貸料、58,640円。

借受人氏名、●●●●さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和8年7月29日まで。

なお、番号5につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

報告第35号、番号5について報告致します。

あっせん委員に渡邊委員、高松委員、平山委員と私が指名されましたので、令和3年9月7日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、●●●●さんのあっせん申出により、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

一時貸付者については、5年後に取得予定の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については報告のとおり承認されました。

（●●●●君復席）

以上をもって、報告第35号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎議案第90号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第90号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容5件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第90号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり5件であります。

番号1。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字オソツベツ110-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、151㎡外2筆。合計面積は69,824㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和元年12月27日。

契約期間、令和元年12月27日から令和3年12月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、令和3年9月13日となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号4まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4まで内容3件を一括議題と致します。

なお、●●番 ●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になって

おりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号2。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字標茶671番地の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、36,381㎡外4筆、合計面積は120,000㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年4月27日。

契約期間、平成30年4月27日から令和10年4月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、令和3年9月7日となっております。

なお、番号3及び番号4につきまして、賃借人、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

土地の表示、字標茶683番地3の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,928㎡。

契約年月日、令和元年6月28日。

契約期間、令和元年6月28日から令和10年6月27日まで。

番号4。

土地の表示、字標茶675番地4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,985㎡外7筆、合計面積は162,187㎡。

契約年月日、令和元年7月29日。

契約期間、令和元年7月29日から令和10年7月28日までとなっております。

なお、番号2から番号4までにつきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第90号、番号2から番号4まで説明させていただきます。

9月17日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4まで内容3件については、原案可決されました。

（●●●●君復席）

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号5。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別450番地1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、57,380㎡外1筆、合計面積99,817㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成29年6月2日。

契約期間、平成29年6月2日から令和4年6月1日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、令和3年9月7日となっております。

なお、番号5につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第90号、番号5について説明させていただきます。

9月17日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については、原案可決されました。

以上をもって、議案90号、内容5件は原案可決されました。

#### ◎議案第91号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第91号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第91号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

土地の所在、字チャンベツ原野西2線南30-2の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積、3,020.85㎡外1筆、合計面積は11,172.05㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査年月日、令和3年9月14日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第91号、番号1について報告致します。

9月14日に津野委員、佐瀬委員、小野寺委員、事務局より小幡係長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

今回の案件は、砂の洗い場で長年使用されている土地で、砂利採取に係る手続きの関係上、改めて現況証明願いの申し出があったものであります。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、12番・

甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

土地の所在、宇西標茶77-1。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

面積、28,181㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査年月日、令和3年9月13日。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 15番・森田君。

○15番(森田享子君) 15番・森田です。

議案第91号、番号2について報告致します。

9月13日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査をしてまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第91号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第92号

○会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第92号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第92号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字西標茶165番地1。

現況地目、雑種地。

面積、109,304㎡の内25㎡。

事業計画の名称、通信用アンテナの設置。

事業主体は、●●●●さん。

事業開始、9月21日から。

事業の規模等、コンクリート柱等1式。

土地所有者、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、通信用アンテナを設置するものであります。

土地選定の理由は、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外に代替地も無く、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、舟山委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 2番・舟山君。

○2番(舟山珠代君) 2番・舟山です。

議案第92号、番号1について報告を致します。

9月16日に高松委員、澁谷委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから12ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は●●●●さんが通信用アンテナの設置をするため農振農用地域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。土地の表示及び状況、除外面積は記載のとおりと確認しています。

また、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました2番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2

区分、除外。

地番、字栄194番地1。

現況地目、原野。

面積、17,872㎡外3筆、合計面積は65,456㎡。

事業主体は、標茶町。

土地所有者、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は計画策定当初から畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第92号、番号2について報告を致します。

9月13日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の13ページから14ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業農振地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し、問題ないと思われれます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また、除外しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

また、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、宇多和327番地1。

現況地目、畑。

面積、16,368㎡。

事業計画の名称、ロール置場整備事業。

事業の規模等、ロール置場、面積、10,000.06㎡。

事業主体は、●●●●さん。

土地所有者、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たにロール置場を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しについては、農地法第4条申請中。

土地選定の理由は、当該地の周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 10番・渡邊君。

○10番(渡邊裕義君) 10番・渡邊です。

議案第92号、番号3について報告を致します。

9月13日に嶋中委員、森田委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の15ページから18ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は多和で営農する●●●●さんが、ロール置き場を整備することを目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積、土地利用計画についても記載のとおりと確認しています。

事業の規模については妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第92号、内容3件は原案可決されました。

### ◎議案第93号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第93号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第93号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野233-4。

地目、登記簿、宅地。

現況、畑。

面積、1,336.30㎡外2筆、合計面積は8,052.30㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は、相手方要望、譲受人は、粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金で40,261円。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

譲受人の畑、採放地につきましては、2,534,779㎡うち借入地1,220,219㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、平山委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 13番・平山君。

○13番(平山正志君) 13番・平山です。

議案第93号、番号1について報告致します。

9月20日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは、相手方要望により農地を譲り渡し、●●●●さんは、

経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第93号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第94号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第94号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第94号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字多和327番地1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,368㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、ロール置場整備事業。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

ロール置場、10,000.06㎡。

作業スペース、6,367.94㎡。

調査委員については、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査結果につきましては渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊です。

議案第94号、番号1について報告致します。

9月13日に嶋中委員、森田委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の15ページから18ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は多和で営農する●●●●さんで、ロール置き場を整備するため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また、転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断いたします。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、  
転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要なものである事から、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

以上をもって、議案第94号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第95号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第95号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容18件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第95号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり18件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ113-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、93,545㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年9月30日。

対価の支払期限、令和3年12月27日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、4,599,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件のため、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

なお、●●番 ●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ38-9。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,843㎡外10筆、合計面積は352,541㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年9月30日。

対価の支払期限、令和3年12月27日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、12,059,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては、あっせん案件のため、改めての現地調査は行っておりません。  
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については、原案可決されました。

（●●●●君復席）

お諮り致します。

番号3から番号4まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ636-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,657㎡外10筆、合計面積は330,233㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年9月30日。

対価の支払期限、令和3年12月27日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、9,524,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ110-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、151㎡外2筆、合計面積は69,824㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、3,367,000円となっております。

なお、番号3及び番号4につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号5から番号10まで内容6件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号10まで内容6件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別435-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,637㎡外2筆、合計面積は101,988㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年9月30日から令和8年7月29日まで。

土地の引渡時期 令和3年9月30日。

金額、年間、141,380円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号6から番号10まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番5と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野15-10。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、77,948㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間77,480円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野15線東38-4。

地目、登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、61,221㎡外16筆、合計面積は249,529㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間143,600円。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ483-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,468㎡外13筆、合計面積は617,340㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

金額、年間401,460円。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野13線西6-1。

地目、登記簿、牧場、現況、採放地。

面積、47,088㎡。

利用権設定等の内容、採放地。

金額、年間63,100円。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野5-19。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51,847㎡外16筆、合計面積は411,887㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

金額、年間234,220円。

なお、番号5から番号10までにつきましては、あっせん案件のため、改めての現地調査は行っ

ておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号10まで内容6件については原案可決されました。

続いて番号11を議題と致します。

なお、●●番 ●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野77-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,869㎡外4筆、合計面積は185,620㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年9月30日から令和8年7月29日まで。

土地の引渡時期 令和3年9月30日。

金額、年間、246,620円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11につきましては、あっせん案件のため、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

（●●●●君復席）

お諮り致します。

番号12から番号13まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号13まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号12

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野588-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、40,711㎡外1筆、合計面積は89,095㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年9月30日から令和8年7月29日まで。

土地の引渡時期 令和3年9月30日。

金額、年間、113,720円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号12から番号13まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号12と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野457-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,100㎡。

金額、年間58,640円となっております。

なお、番号12及び番号13までにつきましては、あっせん案件のため、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号13まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号14を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号14

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野237-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、70,341㎡外10筆、合計面積は188,813㎡。

利用権設定等の種類、利用権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年9月30日から令和5年2月28日まで。

土地の引渡時期 令和3年9月30日。

金額、年間、258,260円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、旧賃借人●●●●さんとなっておりますが、経営移譲による賃借人の変更となっております。番号14につきましては、保有合理化の案件でありますので改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号14については原案可決されました。

お諮り致します。

番号15及び番号16まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号15から番号16まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶675-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、151,404㎡外26筆、合計面積は985,021㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和3年9月30日から令和23年9月30日まで。

土地の引渡時期 令和3年9月30日。

金額、無償となっております。

なお、番号16については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の内容、土地の引渡時期が番号15と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号16

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別450-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、57,380㎡外1筆、合計面積は99,817㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年9月30日から令和4年6月1日まで。

金額、年間、288,057円。

支払方法、毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号15及び番号16につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第95号、番号15から番号16について報告致します。

事務局より調査依頼があり9月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約と、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●さんは、経営移譲により後継者へ農地を貸付け、

●●●●さんは相手側の希望により農地を貸付けるものです。

●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約及び賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号15から番号16まで内容2件については原案可決されました。

続いて、番号17を議題と致します。

なお、●●番 ●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶671の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、36,381㎡外13筆、合計面積320,115㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年9月30日から令和10年9月29日まで。

土地の引渡時期 令和3年9月30日。

金額、年間、938,588円。

支払方法、毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号17につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君

○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第95号、番号17について報告致します。

事務局より調査依頼があり9月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、

●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続いて、番号18を議題と致します。

なお、●番●●●●君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内1—3の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、55,741㎡外22筆、合計面積477,604㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年9月30日から令和13年9月29日まで。

土地の引渡時期 令和3年9月30日。

金額、年間、1,470,000円。

支払方法、毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号18につきましては、佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第95号、番号18について報告致します。

事務局より9月14日に調査依頼があり9月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり●●●●さんから●●●●さんに相続され、記載のとおり確認しております。

●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、

相手側の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました7番佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18については原案可決されました。

（●●●●君復席）

以上をもって、議案第95号、内容18件は原案可決されました。

#### ◎議案第96号

○会長（佐藤徳市君） 日程第13。議案第96号、買受適格証明願（耕作目的）について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第96号について説明させていただきます。

買受適格証明願（耕作目的）について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願い出のあった、下記の件について議決を求めるものであります。

証明を受けようとする土地の表示は別紙のとおり1件となっております。

本案件につきましては、札幌国税局の公売の対象となっているものであります。土地が農地の場合、競売物件であっても、落札された方は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。

このため、本案件につきましては、農地法第3条の許可基準に照らし合わせ、適格証明の申請人が許可条件を満たしているかどうかをここで審議していただくものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けた方が最高落札者となり、同じ内容で農地法第3条の許可申請書を提出した場合、再度、総会で審議を行わず、許可書の交付することとなりますので併せてご審議のほどお願いいたします。

番号1。

申請人 ●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南4線150-4。

地目、登記簿、畑、現況、原野。

面積、8,595㎡外1筆、合計面積13,758㎡。

所有権以外の使用収益権の設定状況については、ございません。

入札または落札しようとする理由、農業経営拡大のため。

公売の場所、札幌国税局。

売却区分番号、札幌233-2。

入札期間、令和3年10月18日午前8時30分から令和3年10月25日午後5時。

開札期日、令和3年10月27日午前9時30分。

売却決定期日、令和3年11月10日午前10時。

従事者、世帯員または構成員、2名。

畑の面積については、1, 131, 455㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

番号1につきましては、佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬。

議案第96号、番号1について報告致します。

この証明書については、当該農地の公売入札に参加するために必要なものであり、農地法の第3条の資格者であることが条件とされています。

9月11日に現地調査を実施し、議案記載のとおり確認をしています。

願出人の●●●●さんについては、農地を取得後、効率的に耕作するものと確認をしています。

詳細については、事務局説明のとおりで、農地法第3条の許可の各要件を満たしており、買受適格証明については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第96号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第16回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

#### ◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第16回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時20分閉会）